

2020年10月16日

学友会公認サークルに所属する学生の皆さん

## 課外活動一部再開にあたっての注意事項（第1報）

下関市立大学 学部長

学生の皆さんの安全・健康の確保を第一に考え、課外活動時における人数制限、時間制限、活動場所のほか、健康観察・記録などの感染拡大防止の注意事項に基づいた範囲内での活動の再開を認めます。

学生の皆さんは、課外活動の再開にあたり、注意事項をよく理解のうえ遵守し、感染拡大防止に十分に配慮して活動して下さい。

今後も手洗い、手指消毒、マスク着用(咳エチケットの徹底)、「ソーシャルディスタンス」の確保、「3つの密」の回避等、最大限の感染予防対策が必須です。

なお、本学近隣地域において感染者が増加する傾向等が見られた場合、再度活動中止の対応をとる場合もありますのでご了承下さい。

### 【認められる団体】

- ・学友会公認サークル

### 【認められる活動】

- ・大学内の屋外での活動で所定の手続きによって学部長の許可を得た団体の活動  
(活動記録(参加者全員の氏名・体調・活動時間・活動場所)をとり保管)

### 【活動の目安】

- ・大学内の屋外での活動
- ・1団体10名以内
- ・1時間以内の活動時間
- ・ソーシャルディスタンスを意識した活動(人との距離を2m程度)

以上は目安です。活動内容、活動時間、活動場所、感染症対策(健康観察・手洗い・アルコール消毒など一般的な感染症対策・活動前後の用具、施設の消毒など)を申請に基づき個別に確認の上、許可します。

### 【使用できる施設】

- ・グラウンド
- ・テニスコート(人工芝コート・ハードコート)
- ・弓道場

ただし所定の手続きにより学部長の許可を得た団体で、当面は16:30~19:30まで利用に限ります。

### 【再開許可の手続き】

- ・活動再開を希望する公認サークルは「課外活動再開許可申請書」を学生支援班に提出
- ・学部長の許可を得た場合に活動開始

## 【申請書類】

- ・「課外活動再開許可申請書」
- ・上記申請の活動内容を詳しく説明する資料
- ・サークル部員名簿
- ・健康管理表・活動記録表などの様式（記録したものは必要に応じて後日確認）
- ・活動内容、種目特性に応じたガイドライン

## 【部員募集】

- ・部員募集・活動説明等はオンラインのみで行う
- ・感染症対策を徹底したサークル活動再開を行うため、新入生によるサークル活動見学や活動参加は、屋内のサークル活動再開以降とする
- ・引き続き新入生との交流はオンラインを通じて積極的に行うことを推奨する
- ・活動内容の変更や部員募集について体育館入口横のサークル紹介の掲示内容を変更できる。変更する場合は、新しい掲示物について学内施設の設備設置届を提出し学部長の許可を得ること

## 【注意事項】

### 1. 学生本人・保護者の意思を尊重したサークル活動参加

感染に不安のある学生や保護者の意思を尊重し、サークル活動への参加を自主的に決めることができる環境をつくること。また、保護者の同意を得て行うこと。また、サークル活動に参加しない学生に対する差別や、参加しないことによる不利益が生じないようにすること。

### 2. サークル活動に参加する学生全員の感染拡大防止の意思統一

課外活動に参加する学生は全員が注意事項および各部における感染拡大防止の方針について正しい理解と適切な行動ができる状況であること。また、感染拡大防止等の各部の方針の徹底について学生間で注意・指導ができる状態であること。

### 3. 健康観察の徹底

サークル活動に参加する学生は、毎日必ず検温を行い記録と体調管理を行うこと。風邪症状など少しでも体調に不安がある場合は活動に参加しないこと。発熱や咳などの主要症状が消滅した後2日を経過するまでサークル活動に参加しないこと。また、活動中に体調の変化を感じた者については、速やかに帰宅させ、活動責任者は経過を把握すること。体調不良が発生した場合は、大学に報告を行うこと。

### 4. 参加学生と活動内容の記録

各サークルにおいて参加者と活動内容を記録しておくこと。（必要に応じて提出を求める）

### 5. 感染防止対策の徹底

- ① サークル活動にあたっては、マスクの着用、手洗い・手指消毒の励行、こまめな換気など、可能な限り感染防止対策を講じること
- ② サークル活動に参加する際の移動には必ずマスクを着用すること
- ③ 更衣室や部室等の混雑を避け、同時に多数が更衣したり、長居したりしないこと
- ④ 屋内では換気を徹底すること

- ⑤ できる限り用具の共有を避けること。ボール等競技の特性上多数の者が触れる用具を使用する場合は特に感染防止対策を講じること
- ⑥ 複数の部が同一施設を順番に利用する場合は、換気・消毒・退出が完了してから次の部が入場するよう活動責任者同士で連絡をとること
- ⑦ 共用用具の消毒については、使用前および使用中に原則としてそれぞれ 1 回以上行うこと（例：練習用具、ドアノブ、手すり、電気系統スイッチ、デジタイマ、長机 等）
- ⑧ 利用できる活動場所についても遵守すること
- ⑨ サークル活動前後や活動への移動時は感染症対策を講じ慎重に行動し、大声での会話や 3 密は避け、飲食を伴う活動（運動時の水分補給は除く）は控えること